

**白老町商工会 新型コロナウイルス感染症対策
中小企業等経営持続化対策事業給付金交付要領**

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大による一時的な業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている本町の商工業者における固定費等を含めた事業継続を支援するため、白老町商工会（以下「商工会」という。）が白老町からの補助を受けて、町内商工業者に対し給付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等緊急支援給付金受給者

白老町商工会新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急支援事業給付金交付要領に基づき給付金を受けた者。

(2) 小規模事業者等経営支援給付金受給者

白老町商工会新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等経営支援事業給付金交付要領に基づき給付金を受けた者。

(対象事業者)

第3条 給付金の対象となる事業者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 中小企業等緊急支援給付金受給者

(2) 小規模事業者等経営支援給付金受給者

(給付金額)

第4条 給付金の額は、次のとおりとする。

(1) 法人：5万円

(2) 個人事業者等：3万円

(給付金の請求)

第5条 給付金の支給を受けようとする対象事業者は、給付金請求書（様式第1号）を商工会あてに提出するものとする。

(交付決定等)

第6条 商工会は、前条に基づき給付金請求書を受理したときは、対象事業者に対し、速やかに給付金を支給するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。